毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外
令和6年10月29日

主要目次

告示
○　特定猟具使用禁止区域の指定（八件）　一

告示

千葉県告示第五百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊谷俊人

一　名称

豊房特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

1　区域

館山市大戸地先の県道館山白浜線と館山市市道七〇二二号線との接点を起点とし、同所から同市市道七〇二二号線を北東へ進み同市市道七〇五一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇五一号線を南東へ進み同市市道七〇三一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇三一号線を南西へ進み林道越地原一号線との接点に至り、同所から林道越地原一号線を南西へ進み同市市道七〇三二号線との接点に至り、同所から同市市道七〇三二号線を南西へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北西へ進み金丸川との交点に至り、同所から金丸川を北東へ進み同市神余四、二一九番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み林道南条線との接点に至り、同所から林道南条線を北西へ進み同市大戸四一七番二地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北西へ進み同市市道七〇四一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇四一号線を北西へ進み同市市道七〇二五号線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2　区域図

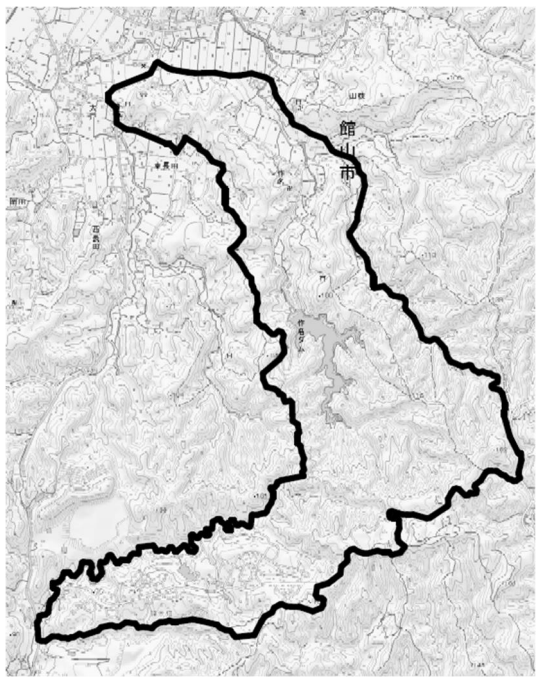

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三　面積

四〇九ヘクタール

四　存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊谷俊人

一　名称

田子台特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

1　区域

安房郡鋸南町下佐久間地先の安房郡鋸南町町道二―二〇二号線と県道外野勝山線との接点を起点とし、同所から県道外野勝山線を北東へ進み林道嶺岡中央三号線との接点に至り、同所から林道嶺岡中央三号線を北東へ進み南房総市と安房郡鋸南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町町道二―二〇二号線との接点に至り、同所から同町町道二―二〇二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区

2　区域図

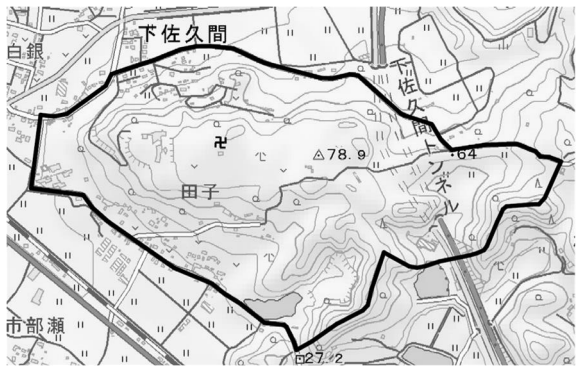

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三　面積　五二ヘクタール

四　存続期間　令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

千葉県告示第五百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　名称

千倉・白浜特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

1　区域

南房総市白浜町滝口地先の長尾川左岸と南房総市市道白浜四号線との交点を起点とし、同所から同市市道白浜四号線を南東へ進み同市市道白浜一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇七号線を北へ進み同市白浜町滝口七、四二三番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市白浜町白浜一四、二六七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜一四、二六〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜一四、二二七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜一、一八三番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道青木松山三号線との接点に至り、同所から同市市道青木松山三号線を南東へ進み同市市道白浜一〇四号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇四号線を南東へ進み同市市道大鳥砂畑一号線との接点に至り、同所から同市市道大鳥砂畑一号線を北へ進み同市市道原桜井二号線との接点に至り、同所から同市市道原桜井二号線を北西へ進み同市白浜町白浜四、三一九番二地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北東へ進み林道畑二号線との接点に至り、同所から林道畑二号線を南東へ進み同市市道白浜一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇二号線を南西へ進み同市市道一丁目松ノ木一号線との接点に至り、同所から同市市道一丁目松ノ木一号線を東へ進み白浜町塩浦土地改良区内農道七号線との接点に至り、同所から白浜町塩浦土地改良区内農道七号線を北東へ進み白浜町塩浦土地改良区内農道五号線との接点に至り、同所から白浜町塩浦土地改良区内農道五号線を北西へ進み同市白浜町白浜六、四九七番一地先の農地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東へ進み同市市道乙浜二〇号線との接点に至り、同所から同市市道乙浜二〇号線を南東へ進み同市市道白浜一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇一号線を北東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み同市市道川口八号線との接点に至り、同所から同市市道川口八号線を北西へ進み同市市道川口二号線との接点に至り、同所から同市市道川口二号線を北西へ進み同市市道忽戸一八号線との接点に至り、同所から同市市道忽戸一八号線を北東へ進み同市市道千倉一二五号線との接点に至り、同所から同市市道千倉一二五号線を北東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み県道館山千倉線との接点に至り、同所から県道館山千倉線を北西へ進み同市市道千倉七号線との接点に至り、同所から同市市道千倉七号線を南東へ進み県道千倉停車場線との接点に至り、同所から県道千倉停車場線を南西へ進み同市市道千倉二号線との接点に至り、同所から同市市道千倉二号線を東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み瀬戸川右岸との交点に至り、同所から瀬戸川右岸を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南西へ進み川尻川河口左岸との接点に至り、同所から同所と川尻川河口右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南東へ進み川口川河口左岸との接点に至り、同所から同所と川口川河口右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を西へ進み長尾川河口左岸との接点に至り、同所から長尾川左岸を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2　区域図

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二〇万を加工して作成した。

三　面積
七三六ヘクタール

四　存続期間
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類
銃器

千葉県告示第五百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　名称
東京湾岸特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図
1　区域
市原市瀬又地先の千葉市と市原市との境界線と県道日吉誉田停車場線との接点を起点とし、同所から県道日吉誉田停車場線を南西へ進み市原市市道四三五九号線との接点に至り、同所から同市市道四三五九号線を南東へ進み同市市道〇一二〇号線を北西へ進み県道誉田停車場潤井戸線を西へ進み同市市道四一三三号線との接点に至り、同所から同市市道四一三三号線を南東へ進み同市市道四三五一号線との接点に至り、同所から同市市道四三五一号線を南西へ進み同市市道八三二八号線との接点に至り、同所から同市市道八三二八号線を北西へ進み同市市道八三二六号線との交点に至り、同所から同市市道八三二六号線を北西へ進み県道誉田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から県道誉田停車場潤井戸線を南西へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を西へ進み同市市道〇〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇〇二号線を北西へ進み同市君塚三五七番三地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西へ進み袖ケ浦市市道笠上代宿線との交点に至り、同所から同市市道笠上代宿線を北西へ進み県道袖ケ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ケ浦姉崎停車場線を南西へ進み県道袖ケ浦中島木更津線との接点に至り、同所から県道袖ケ浦中島木更津線を南西へ進み県道木更津袖ケ浦線との接点に至り、同所から県道木更津袖ケ浦線を南西へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み木更津市文京四丁目五番一六地先に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南西へ進み県道木更津富津線との交点に至り、同所から県道木更津富津線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南西へ進み県道富津公園線との接点に至り、同所から県道富津公園線を南西へ進み県立富津公園幹線園路三との接点に至り、同所から県立富津公園幹線園路三を北東へ進み富津市市道富津漁港線との接点に至り、同所から同市市道富津漁港線を北東へ進み同市市道長浜第一二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を北西へ進み同市市道長浜第一二線の終点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を北西へ延長した直線を北西へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を北東へ進み富津漁港西側護岸の東端に至り、同所から同所と富津市新富地先の北緯三五度二〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市新富地先の北緯三五度二〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点に至り、同所から同所と同市新富地先の北緯三五度二〇分五三秒、東経一三九度四九分一〇秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市新富地先の北緯三五度二〇分五三秒、東経一三九度四九分一〇秒の点に至り、同所から同所と君津市君津地先の海岸汀線の西端とを結んだ直線を北東へ進み同市君津地先の海岸汀線の西端に至り、同所から海岸汀線を北東へ進み木更津市新港地先の北緯三五度二二分一二秒、東経一三九度五三分四一秒の点に至り、同所から同所と同市久津間地先の北緯三五度二四分五秒、東経一三九度五四分三秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市久津間地先の北緯三五度二四分五秒、東経一三九度五四分三秒の点に至り、同所から同市久津間地先の護岸を北東へ進み同市久津

間地先の江川水門との接点に至り、同所から江川水門を西へ進み同市久津間地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を西へ進み小櫃川左岸導流堤との接点に至り、同所から小櫃川左岸導流堤を南西へ進み小櫃川左岸導流堤との西端に至り、同所と同市久津間地先の北緯三五度二四分三三秒、東経一三九度五三分五二秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市久津間地先の北緯三五度二四分三三秒、東経一三九度五三分五二秒の点に至り、同所から同所と同市北浜町地先の畔戸漁港護岸の北西端とを結んだ直線を北西へ進み同市北浜町地先の畔戸漁港護岸の北西端に至り、同所から畔戸漁港護岸を東へ進み北浜橋との交点に至り、同所から北浜橋を南東へ進み同市畔戸地先の護岸との交点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の金田水門との接点に至り、同所から金田水門を北へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北へ進み同市中島地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と同市中島四、三六六番九地先の護岸の南端とを結んだ直線を南東へ進み同護岸の南端に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の高須水門との接点に至り、同所から高須水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の呑堀水門に至り、同所から呑堀水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市牛込一、四三五番一地先に至り、同所から同護岸を北西へ進み同市牛込一、四三五番一地先に至り、同所から同護岸を北東へ進み袖ケ浦市市道南袖神納線との接点に至り、同所から同市市道南袖神納線を北東へ進み同市南袖地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中袖一五番二地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と千葉市美浜区新港二三六番地先の護岸の南端とを結んだ直線を北東へ進み同市美浜区新港二三六番地先の同護岸の南端から三キロメートルの点に至り、同所から東京湾海岸汀線と千葉市と市原市との境界線との交点とを結んだ直線を南東へ進み東京湾海岸汀線と同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

五　禁止に係る特定猟具の種類
　　銃器

四　存続期間
　　令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

三　面積
　　一七、四三一ヘクタール

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

2　区域図

千葉県告示第五百四十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　名称

袖ケ浦市昭和特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

1　区域

袖ケ浦市奈良輪地先の県道袖ケ浦中島木更津線と同市奈良輪二八七番地先の同市管理道路との接点を起点とし、同所から同所と同市市道奈良輪蔵波線の始点とを結んだ直線を南東へ進み同市市道奈良輪蔵波線との接点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を北東へ進み同市市道神納二五号線との接点に至り、同所から同市市道神納二五号線を南東へ進み同市市道神納橘線との接点に至り、同所から同市市道神納橘線を南西へ進み同市市道神納一八号線との接点に至り、同所から同市市道神納一八号線を南東へ進み同市市道代宿神納線との交点に至り、同所から同市市道代宿神納線を南西へ進み県道南総昭和線との交点に至り、同所から県道南総昭和線を北西へ進み同市市道福王台線との交点に至り、同所から同市市道福王台線を北東へ進み同市市道袖ケ浦駅前線との接点に至り、同所から同市市道袖ケ浦駅前線を北西へ進み県道袖ケ浦中島木更津線との交点に至り、同所から県道袖ケ浦中島木更津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2　区域図

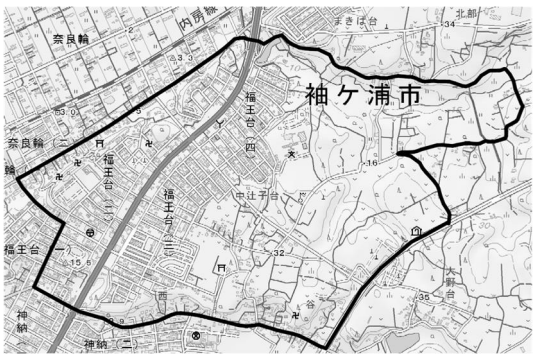

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三　面積

一六〇ヘクタール

四　存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百四十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　名称

かずさアカデミアパーク特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

1　区域

君津市大井地先の県道君津鴨川線と君津市市道大井・小糸大谷線との接点を起点とし、同所から同市市道大井・小糸大谷線を北東へ進み木更津市市道二七〇号線との接点に至り、同所から同市市道二七〇号線を北西へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を南東へ進み同市市道七八六八号線との接点に至り、同所から同市市道七八六八号線を北東へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み同市市道二六九号線との接点に至り、同所から同市市道二六九号線を北西へ進み同市市道七四六七号線との接点に至り、同所から同市市道七四六七号線を北東へ進み同市市道二六八―二号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を南東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北東へ進み袖ケ浦市市道下宮田上宮田線との接点に至り、同所から同市市道下宮田上宮田線を北東へ進み木更津市市道八〇五〇号線との接点に至り、同所から同市市道八〇五〇号線を南東へ進み同市市道二五二号線との接点に至り、同所から同市市道二五二号線を北東へ進み同市下郡地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西へ進み同市下郡二、四六五番一地先の道路との交点に至り、同所から同市下郡二、四六五番一地先の道路を南西へ進み同市市道八〇九七号線との接点に至り、同所から同市市道八〇九七号線を南西へ進み同市市道八〇九六号線との接点に至り、同所から同市市道八〇九六号線を北西へ進み同市市道二六八―三号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―三号線を西へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を南東へ進み同市市道八一一七号線との接点に至り、同所から同市市道八一一七号線を南西へ進み君津市市道

根本・長石線との接点に至り、同所から同市市道根本・長石線を南東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を西へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

２　区域図

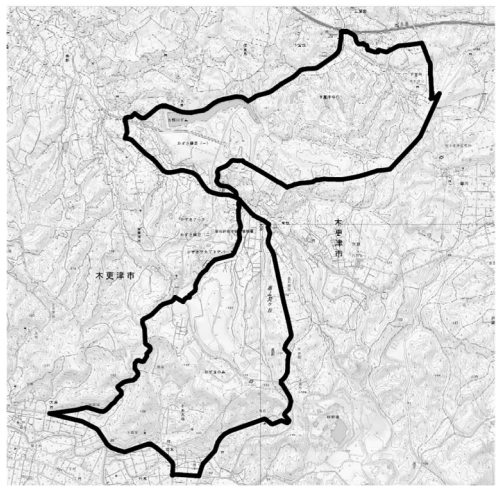

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三　面積　一、〇一〇ヘクタール

四　存続期間　令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

千葉県告示第五百四十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　名称　田倉特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

１　区域

富津市東大和田地先の富津市市道高溝高宕線と国道四六五号との接点を起点とし、同所から国道四六五号を南西へ進み湊川右岸との交点に至り、同所から湊川右岸を北西へ進み同市市道大森蛭田線との交点に至り、同所から同市市道大森蛭田線を北西へ進み同市寺尾五一番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を南東へ進み県営林道鹿野山線（旧道）との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線（旧道）を南東へ進み県営林道鹿野山線との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線を北東へ進み君津市と富津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市宇藤原五四六番一地先に至り、同所から尾根を南西へ進み同市高溝一二八番五地先の道路との接点に至り、同所から同市高溝一二八番五地先の道路を南西へ進み同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線を南西へ進み同市市道高溝高宕線との接点に至り、同所から同市市道高溝高宕線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

２　区域図

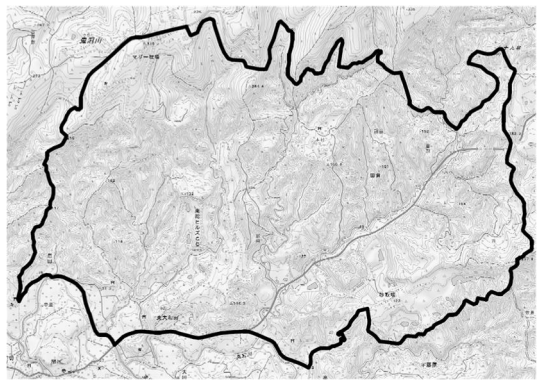

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三　面積　一、三〇〇ヘクタール

四　存続期間　令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

千葉県告示第五百四十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　名称

袖ケ浦市横田特定猟具使用禁止区域

二　区域及び区域図

1　区域

木更津市下望陀一三四番一地先の木更津市管理道路を起点とし、同所から同管理道路を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を南東へ進み袖ケ浦市市道横田下望陀境線との接点に至り、同所から同市市道横田下望陀境線を南東へ進み同市横田四、七七五番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市永地一、六七四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市横田五、五二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市横田五、五二九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、五三二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田五、六四八番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、六五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田六四二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道横田一〇号線との接点に至り、同所から同市市道横田一〇号線を南へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道馬来田停車場中川線との接点に至り、同所から県道馬来田停車場中川線を南東へ進み同市市道百目木一号線との接点に至り、同所から同市市道百目木一号線を南西へ進み同市市道百目木下内橋線との接点に至り、同所から同市市道百目木下内橋線を南東へ進み同市市道下根岸百目木線との接点に至り、同所から同市市道下根岸百目木線を西へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北東へ進み同市市道吉野田四号線との接点に至り、同所から同市市道吉野田四号線を南西へ進み同市市道滝の口二号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口二号線を北西へ進み同市市道滝の口五号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口五号線を北東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み同市市道横田大鳥居線との接点に至り、同所から同市市道横田大鳥居線を北西へ進み同市大鳥居六七五番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北へ進み同市大鳥居七一八番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市大鳥居七二五番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み木更津市と袖ケ浦市との境界線との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

2　区域図

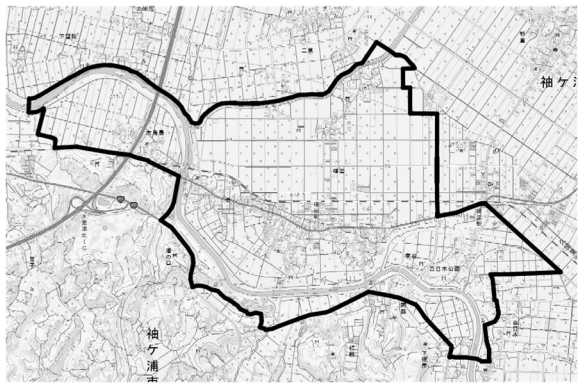

備考　この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三　面積

五九三ヘクタール

四　存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

購読料　本号　一部　二四円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八